

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	島根県浜田市

浜田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 島根県浜田市農林振興課
所在地 島根県浜田市殿町 1 番地
電話番号 0855-25-9510
F A X 番号 0855-23-4040
メールアドレス nourin@city.hamada.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	① イノシシ ② ニホンザル ③ ニホンジカ ④ ヌートリア ⑤ アライグマ ⑥ カラス ⑦ カワウ ⑧ ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	島根県浜田市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	10,178 千円 17.38ha
ヌートリア	野菜	—
ツキノワグマ	果樹	119 千円 0.26ha
その他獣類	野菜	—
カワウ	溪流魚（アユ、ヤマメ等）	—

(2) 被害の傾向

① イノシシ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稲					←		→						市全域
野菜	←											→	市全域
果樹					←		→						市全域
その他	←											→	市全域

(イ) 被害状況

- ・ 個別の農地や集落単位で防護柵を設置する事業を実施したことで一定の効果は出ている。しかし、生息区域の拡大に伴い、これまでに被害が無かった地域や被害防止対策が進んでいない地域において被害が発生するなど、農作物被害は増加傾向の状況である。
- ・ 水稲以外の被害についても報告は多数あるが、いずれも小規模であり数値での把握は困難である（イノシシ以外の鳥獣による被害についても同様）。
- ・ 畑、水田畦畔、民家付近の土手、道路等で、イノシシの好物であるミミズや昆虫類の掘り起こしによる被害が多く発生している。

(ウ) 生息区域

- ・ 中山間地域以外（市街地等）でも日中から出没するようになっている。
- ・ 令和元年度は1,052頭、令和2年度は1,731頭、令和3年度は1,262頭と年によって捕獲頭数が異なるが、平均して1,348頭を捕獲しており、平成28年度から平成30年度までの平均捕獲頭数である1,012頭を上回り、増加傾向にある

② ニホンザル

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
野菜	←											→	市全域
果樹				←			→						市全域

(イ) 被害状況

- ・ はぐれザルが浜田市内の全域において出没し、野菜等の被害が発生している。
- ・ 1地区にとどまらず2~3日しては次の地区に移動を繰り返し、警戒心が強く行動が予測しがたい獣であるため、捕獲檻を設置しても捕獲が非常に難しい。
- ・ 令和3年度からは20頭程度の群れが市街地付近に定着し、家庭菜園を中心とした被害が多く発生している。

春 タマネギ・ジャガイモ等

夏 きゅうり・トマト・スイカ・トウモロコシ・もも等

秋 うり系野菜・大豆等

冬 しいたけ等

(ウ) 生息区域

- ・ 20頭程度の群れが市街地（浜田市地域）に生息している。
- ・ はぐれザルが市内全域に数頭生息している。

③ ニホンジカ

(ア) 被害発生時期及び区域

- ・ 被害の品目や発生時期については、複数年の被害が発生していないため不明。

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
													市全域

(イ) 被害状況

- ・ 平成28年度には旭町において造林木の皮はぎ被害が発生している。また、他地域の山間部においても目撃や樹木への被害は確認されている。
- ・ シカは山を壊すともいわれ、今後は、急速な森林等の被害拡大も想定されることから、生息密度調査や生息分布調査などの対策を早めに行う必要がある。

(ウ) 生息区域

- ・ 近年、捕獲数は増加傾向にあるため、生息区域の拡大及び生息数の増加が懸念される。
- ・ 令和2年度から浜田市地域での捕獲が確認され、目撃頭数も増加傾向である。

④ ヌートリア

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域	
水稲			←				→						市全域	
野菜	←											→		市全域

(イ) 被害状況

- ・ 年々被害や目撃情報が増加傾向にあることから、早めの捕獲対応を実施する必要がある。
- ・ 主として水稲及び野菜等の被害となっている。

(ウ) 生息区域

- ・ 水系沿いだけでなく、農業用水路や沼などの周辺においても目撃情報及び捕獲実績があり、市内全域に生息していると思われる。

⑤ アライグマ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域	
野菜			←				→						市全域	
果樹			←				→						市全域	
その他	←											→		市全域

(イ) 被害状況

- ・ 現在のところアライグマの農作物被害等は少数であるが、三隅地域のピオーネ畑での食害及び捕獲実績がある。
また、弥栄地域や浜田地域においてもアライグマの痕跡が多数確認されている。
- ・ 繁殖能力も高いことから、今後も農作物及び家畜等への被害等が発生することが懸念されるため、早急に対策を行う必要がある。
- ・ その他被害として、金魚やメダカなどの被害の相談がある。

(ウ) 生息区域

- ・ 浜田地域、弥栄地域、三隅地域で捕獲実績があるため、市内各地に生息していると考えられる。

⑥カラス

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
果樹			←						→				市全域
その他	←											→	市全域

(イ) 被害状況

- ・ 果実（びわ、ぶどう、柑橘類等）、穀類、家畜飼料の被害が多くみられる。また、穀類においては、収穫期のみでなく植えつけ直後の苗の倒伏被害もある。さらにビニールハウスなど農業施設の破損も確認されている。
- ・ ごみステーションの生ごみをつつき散らかすこともよくみられる。

(ウ) 生息区域

- ・ 市内全域に多く生息している。

⑦ カワウ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
溪流魚	←											→	市全域

(イ) 被害状況

- ・ 市内の河川において、溪流魚（アユ、ヤマメ等）の食害が発生している。
- ・ 三隅川漁協、八戸川漁協、周布川漁協での目撃状況をもとに、令和4年度の合計被害額を18,250千円と試算している。

(ウ) 生息区域

- ・ 市内に存する河川周辺で飛来が確認されている。

⑧ツキノワグマ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
果樹			←						→				市全域
堅果類						←			→				市全域
蜜蝋			←						→				市全域

(イ) 被害状況

- ・ 夏から秋にかけて、びわ、柿、栗、桃等の果樹への被害や枝折り被害が各地区で発生している。
- ・ 蜜蝋については、夏から秋にかけて被害が発生している。
- ・ 近年では、山間部だけでなく、市街地や公共施設周辺でも目撃が発生している。
- ・ 目撃件数は、令和元年度は178件、令和2年度は280件、令和3年度は163件となっている。

(ウ) 生息区域

- ・ 近年、市街地でも目撃されている状況からすると、従来の山間地域での生息に限らず市内全域で生息していると考えられる。

(3) 被害の軽減目標

指標 (被害金額)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
	10,178 千円	7,124 千円

指標 (被害面積等)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
	17.38ha	12.16ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの鳥獣の目撃及び被害報告を受けたときは、直ちに捕獲班員に連絡をし、現地調査や捕獲対応を行っている。 ・各自治区での捕獲対応については各地区の捕獲班員と連携し対応している。 ・捕獲班員は、総勢 189 名 (令和 5 年 1 月 31 日現在) ・捕獲班員の円滑な捕獲活動を推進するために捕獲奨励金を支給している。 <p>《捕獲事業補助金単価》</p> <ul style="list-style-type: none"> イノシン成獣：10,000 円/頭 イノシン幼獣：10,000 円/頭 ニホンザル：30,000 円/頭 ニホンジカ成獣：10,000 円/頭 ニホンジカ幼獣：10,000 円/頭 ヌートリア：3,000 円/頭 アライグマ：3,000 円/頭 その他獣類：1,000 円/頭 その他鳥類：500 円/頭 <p>《ハンター保険》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲班員の事故等に対応するため、捕獲班員の全員に対して傷害保険料の助成を行っている。3,000 円/人 <p>《緊急出動手当》</p> <p>緊急時の出動に対する手当 3,000 円/人・回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲班員の高齢化や後継者不足の対策として、新規狩猟者の確保及び育成に取り組む必要がある。 ・捕獲活動従事者がいない集落、地区にあっては、新規狩猟免許取得者の確保を行い、地域で捕獲ができる体制整備を行う必要がある。 ・捕獲頭数の増加及び捕獲班員の活動の活性化を検討する必要がある。 ・貸出用捕獲檻の購入や、集落単位で捕獲檻を購入することを促進し、地域で捕獲活動が行える体制づくりを推進する必要がある。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等獣被害防止対策事業 農用地等を防護柵により囲む場合、資材費の1/2以内を補助する。 (最高限度額5万円) ・広域対策 3戸以上の集落及び団体が、30a以上の農用地等を広範囲に囲む場合、防護に必要な資材を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気牧柵については、イノシシ等の有害鳥獣に対し効果的であり、また、持ち運びが容易であることから、今後も電気牧柵を中心とした被害防止対策が求められる。しかし、漏電等の理由により、本来の効果を発揮できていない箇所も見受けられるため、正しい設置方法や設置後の維持管理を推進する必要がある。 ・集落等で、広範囲を取り囲む広域対策は非常に効果的であり、イノシシの侵入が激減したとの報告があった。しかし、防護柵の効果を持続させるには、除草や点検などの維持管理を定期的に行う必要があるが、高齢化や人口減少等により維持管理の負担が増加している。
----------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

本市では、過疎化、高齢化等により地域の鳥獣対策の対応が低下している。鳥獣被害に強い地域の確立のためには、地域住民の積極的な参加が必要となる。今後も、集落等の自主的な取組みが地域力再生に寄与するとの認識に基づき、地域における自衛能力の強化、向上を図ることを基本とする。

具体的な施策として、被害防止対策については、鳥獣被害防止総合対策事業等の補助事業を活用し、地域を広範囲に囲む防護柵の設置により地域ぐるみの被害防止対策を行う。地域ぐるみの対策を自主的に取り組む集落に対しては、「鳥獣被害防止モデル集落」として認定し、餌場としない集落作りと自衛意識の高揚を図り、地域農業の振興と住環境の保全を推進するための支援を行う。

なお、地理的条件により広範囲での防護柵の設置が困難な農用地については、市単独の補助事業等を活用し被害防止対策を行う。

捕獲対策については、捕獲班員の増加、捕獲活動従事者の増加を図るため、狩猟免許取得の促進を図る。また、後継者育成対策を行い、捕獲活動の担い手育成を行う。

ツキノワグマ対策については、当該鳥獣による人身及び農作物等への被害を防止するため、鳥根県と連携し効果的な対策を実施する。

今後も引き続き、特定鳥獣保護管理計画に基づき地域個体群としてのツキノワグマを保護管理し、生物の多様性を確保する一方、地域住民の生命と財産を守るため、人家付近に出没し農林作物家畜等へ被害を与える「加害個体」を早期に把握し、学習放獣・殺処分を適切に判断した上で迅速な捕獲対策を行う。

近年、目撃や被害が発生しているヌートリア、アライグマ等の外来種については、頭数の増加による農作物等の被害や生態系への影響等が懸念される。積極的な捕獲により対

策を講じる。

また、捕獲後のイノシシ等有害獣の利活用を図るため、平成 27 年度に開設された、弥栄町獣肉加工処理施設により、獣肉としての利用・販売を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>浜田市有害鳥獣捕獲班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市猟友会から選抜された有害鳥獣捕獲従事者により、鳥獣被害対策及び捕獲を実施するため捕獲班を編成し、有害鳥獣捕獲を実施する。 ・捕獲活動を組織的、網羅的に運営していくため市内 5 班体制とする。 ・班の統制を図るため各班に班長を配置する。
<p>浜田市鳥獣被害対策実施隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣（ツキノワグマ及びサル）に対応するため、鳥獣被害対策実施隊を編成する。 ・捕獲班同様に市内 5 班体制とし、各地区最大 10 名の計 50 名以内の隊員とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
<p>令和 5 年度～ 令和 7 年度</p>	<p>イノシシ ニホンザル ニホンジカ ヌートリア アライグマ カラス カワウ ツキノワグマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、対象鳥獣（クマを除く）の捕獲を推進する。 ・ニホンジカ対策として、生息調査等も含め被害が拡大しないうちに予防的な捕獲体制を強化していく。 ・アライグマ対策として、更なる生息域拡大を抑制するため、生息地を把握し確実な捕獲を推進する。 ・ツキノワグマ対策として、地域住民が安心安全を確保するため、島根県と連携し被害及び捕獲対策に努める。 ・捕獲班員の担い手育成及び確保については、新規で狩猟免許を取得する者の支援を行うとともに、地域で捕獲活動従事者の確保を行うための支援制度の充実を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

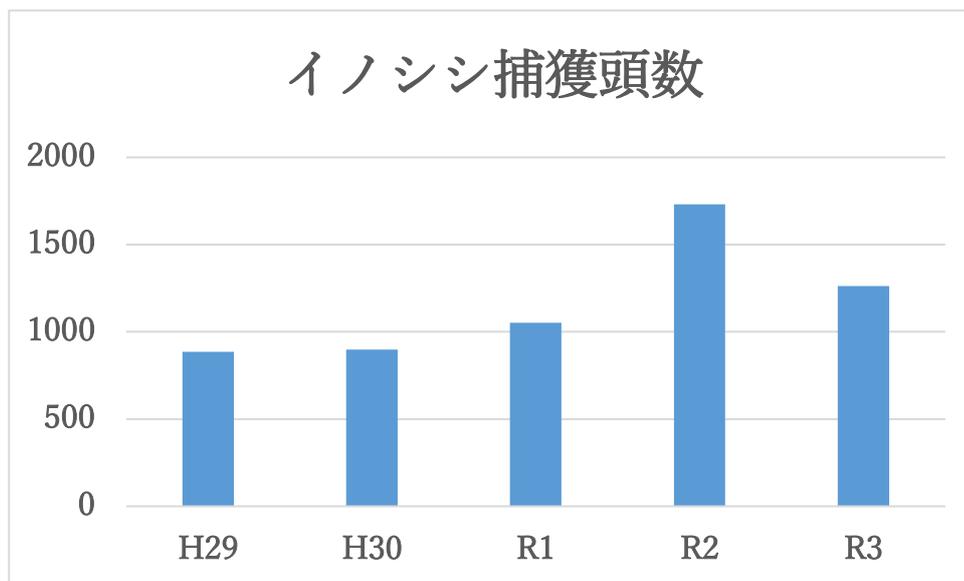
捕獲計画数等の設定の考え方

① イノシシ

年間の有害捕獲頭数は令和元年度から3年連続で1,000頭を超えており、令和4年度は10月末時点で1,029頭が捕獲されている。また、平成28年度以降は幼獣の捕獲割合がいずれの年度も3割を超えている。

母イノシシの場合は、子を失った場合には発情し、季節外れの子を産むことがあるため、子の捕獲頭数が増えても地域のイノシシ生息数や被害は減少しないと考えられる。

そのため、成獣中心の捕獲方法を推奨することにより、年間1,250頭の捕獲目標を設定し、イノシシ生息数減少化と農作物被害防止に取り組む。



② ニホンザル

年間捕獲頭数は直近3ヵ年において、令和3年度に1頭、令和4年度については令和5年1月末時点で2頭である。

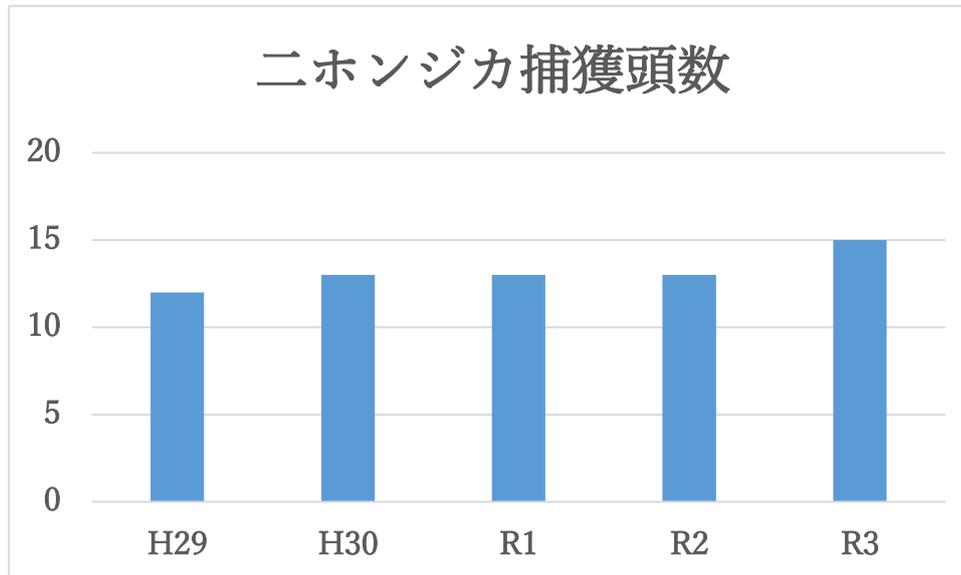
市街地において、はなれザルの目撃や被害情報が寄せられているが、銃器を使用した捕獲が行えないことなどから、捕獲に至っていない。

しかし、浜田地域や旭地域、三隅地域での目撃情報が寄せられていることを勘案し、年間5頭の捕獲目標を設定する。

③ ニホンジカ

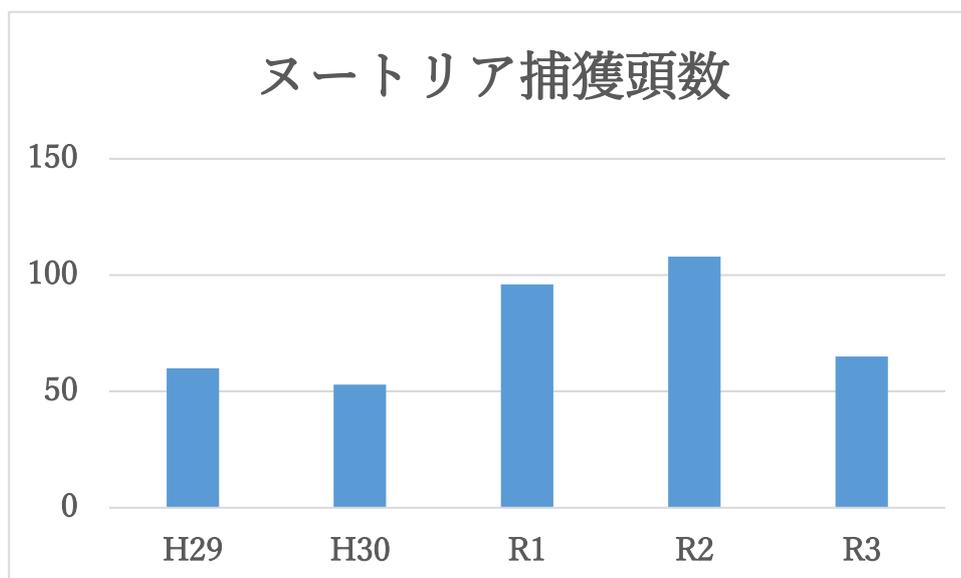
ニホンジカについては、捕獲頭数は横ばいだが、目撃件数及び区域については確実に広がっている。

また、広島県安芸高田市や邑南町などでは、シカの捕獲に歯止めがかけられず、生息域は拡大傾向にあり、いずれ浜田市にも群れがくることが想定されることから、被害が増加する前に対処する必要がある。そのため、生息状況の調査等を実施し、未然に被害を防止するための捕獲体制を確立し、年間10頭の捕獲目標を設定する。



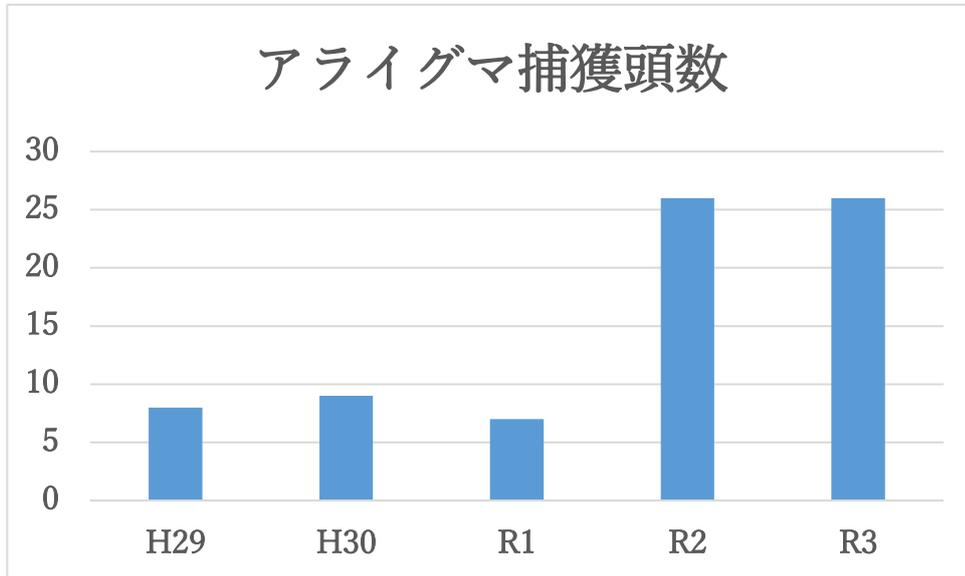
④ ヌートリア

年間有害捕獲頭数は令和元年度96頭、令和2年度108頭、令和3年度65頭であり、令和4年度については令和5年1月末時点で66頭が捕獲されている。各地の河川付近や沼などで目撃されるなど生息域は確実に増加していると判断できる。引き続き捕獲強化を図るため、直近4年間の平均から年間84頭の捕獲目標を設定する。



⑤ アライグマ

年間有害捕獲頭数は令和元年度 7 頭、令和 2 年度 26 頭、令和 3 年度 26 頭であり、令和 4 年度については令和 5 年 1 月末時点で 34 頭が捕獲されている。これまで生息が確認されていた弥栄地域や三隅地域に加えて、市内での目撃・捕獲が増加しているため、直近の実績より年間 25 頭の捕獲目標を設定する。



⑥ カラス

年間有害捕獲羽数は令和元年度 30 羽、令和 2 年度 43 羽、令和 3 年度 8 羽であり、令和 4 年度は令和 5 年 1 月末時点で 13 羽が捕獲されている。

農作物だけでなく、家畜や飼料、さらには生活ゴミへの被害も懸念されることから、捕獲強化を図るため、年間 50 羽の捕獲目標を設定する。

⑦ カワウ

カワウについては、市内河川で、アユ等の食害被害を出している。

三隅川、八戸川及び周布川では、捕獲班員と漁協との連携により年数回一斉駆除を実施している。

生息状況や被害状況調査、追払い活動を行うとともに、捕獲班員と協力し捕獲を実施する。

一斉駆除等により捕獲強化を図るため、年間 40 羽の捕獲目標を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,250	1,250	1,250
ニホンザル	5	5	5
ニホンジカ	10	10	10
ヌートリア	84	84	84
アライグマ	25	25	25
カラス	50	50	50
カワウ	40	40	40

捕獲等の取組内容
<p>銃器・わな・檻を用いてイノシシ、ニホンジカについては4月1日から10月31日、翌年の3月1日から3月31日に有害捕獲鳥獣捕獲を行う。ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、カラスについては、年間通して加害個体の有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>対象区域は浜田市全体であり、区域は各地区単位で分けるものとする。</p> <p>カワウについては、3月～5月には捕獲班による駆除を重点的に強化し、6月から11月にかけては捕獲班と漁協が連携して追払い活動により被害防止に努める。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ヌートリア アライグマ ツキノワグマ	ワイヤーメッシュ又は 電気牧柵 総延長 30,000m	ワイヤーメッシュ又は 電気牧柵 総延長 30,000m	ワイヤーメッシュ又は 電気牧柵 総延長 30,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ヌートリア アライグマ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・個々ではなく地域一体での鳥獣対策に取り組むため「鳥獣被害防止モデル集落」として認定し継続支援を行う。 ・集落や町内において、防護柵の適切な管理や運営等について、地域に適した防護を推進するために、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会において普及啓発や研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々ではなく地域一体での鳥獣対策に取り組むため「鳥獣被害防止モデル集落」として認定し継続支援を行う。 ・集落や町内において、防護柵の適切な管理や運営等について、地域に適した防護を推進するために、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会において普及啓発や研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々ではなく地域一体での鳥獣対策に取り組むため「鳥獣被害防止モデル集落」として認定し継続支援を行う。 ・集落や町内において、防護柵の適切な管理や運営等について、地域に適した防護を推進するために、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会において普及啓発や研修会を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

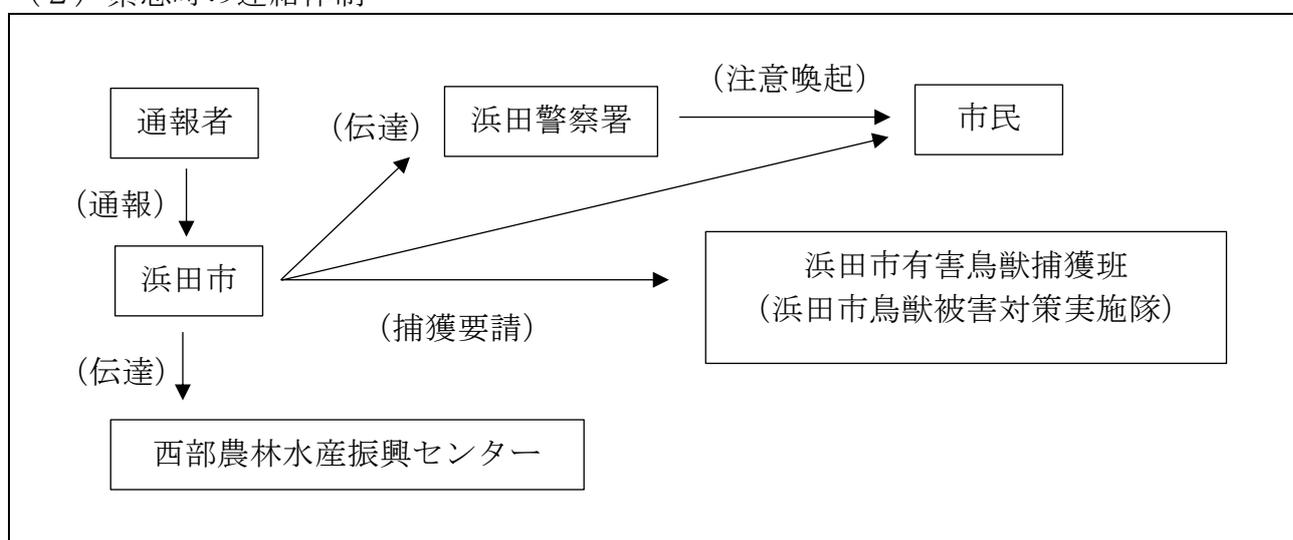
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ヌートリア アライグマ カラス カワウ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹、収穫できない農作物等の放置や残飯の廃棄等が鳥獣を誘引する原因となっているため、地域や集落で鳥獣を寄せつけない指導や勉強会を実施する。 ・外来種動物の捕獲強化を図るため、生息調査や捕獲体制の整備を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西部農林水産振興センター	被害防止活動の支援を行う。
浜田市	関係機関への情報提供及び収集を行う。 市民に対し注意喚起を行い、被害防止活動支援を行う。 浜田市鳥獣被害対策実施隊・浜田市有害鳥獣捕獲班と連携し、捕獲活動を行う
浜田警察署	生命・身体の保護、避難等に関する支援を行う。
浜田市有害鳥獣捕獲班 (浜田市鳥獣被害対策実施隊)	市と連携し、捕獲活動を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲された鳥獣については、原則埋却処分もしくは、可燃ゴミとして焼却処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	弥栄町獣肉処理加工施設にて利用し販売する。
ペットフード	弥栄町獣肉処理加工施設にて利用し販売する。

(2) 処理加工施設の取組

浜田市内で有害捕獲並びに狩猟により捕獲された、イノシシ等の個体を食肉として有効活用するため、平成 27 年度に「弥栄町獣肉処理加工施設」が開設された。

施設運営については、弥栄町猟友会などで組織された「弥栄町獣肉処理加工施設利用組合」が行い、生産された精肉は、市内のスーパー等での店頭販売するもののほか、ふるさと寄付の返礼品としても活用されている。

また、市内での野生イノシシの豚熱発生に伴い、感染区域内での食肉利用に向け、管理体制の構築や施設の改修等の協議を進める。

《年間処理目標》

令和 5 年度 イノシシ肉 100 頭

令和 6 年度 イノシシ肉 100 頭

令和 7 年度 イノシシ肉 100 頭

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
島根県農業協同組合いわみ中央地区本部	市内の営農(技術)指導に合せ有害鳥獣関連情報の提供を行う。
島根県農業共済組合浜田事務所	水稻被害に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
石央森林組合	森林被害に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
周布川漁業協同組合 八戸川漁業協同組合 三隅川漁業協同組合	溪流魚被害に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
鳥獣加工処理団体	有害鳥獣の利活用に関する情報の提供を行うとともに、処理加工施設の整備を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
浜田市有害鳥獣捕獲班 浜田市猟友会	有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
浜田市農林振興課及び各支所産業建設課	事務局を担当し、協議会に関する運営・連絡調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室	有害鳥獣捕獲に関する専門的な情報の提供・指導を行う。
島根県西部農林振興センター	有害鳥獣関連情報の提供・指導を行う。
島根県中山間地域研究センター	アドバイザーとして、現場における防護柵に関する指導及び有害鳥獣関連情報の提供・アドバイスをを行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

浜田市有害鳥獣捕獲班を構成する、5つの捕獲班（浜田、金城、旭、弥栄、三隅）から、各10名以内を実施隊員として選抜し、浜田市鳥獣被害対策実施隊を組織する。

選出にあたっては、各班からの推薦に基づくが、原則として、第1種銃猟免許とわな免許の両方を所持しているものを選抜する。

実施隊員の職務は、ツキノワグマやサルの被害発生及び人身や農作物等の被害発生の恐れがある場合に、捕獲活動や追い払い、放任果樹の除去や防護柵の設置指導等といった被害防止対策を速やかに行うものである。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・広域的防護柵等の設置に取り組む集落等に対し、鳥獣の侵入経路、獣道、地形等を把握したうえで、その地域に適した鳥獣対策を指導、助言できる体制づくりを行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・本計画を具体的に実行し、鳥獣対策を円滑に行うため鳥獣被害防止総合対策事業に取り組む。

・集落等の被害防止意識の高揚を図り、自主性を育むことで被害に強い集落づくりを実施する。